

手数料

○東村山市手数料条例

事項		金額
1	印鑑登録証明	1 通につき 300 円
2	身元又は身分に関する証明	1 通につき 300 円
3	住民票(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 12 条の 4 第 1 項の規定により交付する他の区市町村の住民票を含む。)、戸籍の附票、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 300 円
4	住民基本台帳に関する閲覧	転記 1 人又は閲覧 15 分につき 200 円で算定し、いずれか高い額
5	住民票に記載した事項に関する証明	1 通につき 300 円
6	個人番号カードの再交付(カードの追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付(7 の項においてこれらの理由による再交付を「無料再交付」という。)を除く。)	1 枚につき 800 円
7	通知カード(番号法第 7 条第 1 項に規定する通知カードをいう。)の再交付(無料再交付を除く。)	1 枚につき 500 円
8	戸籍に関する証明書の交付等	
	ア 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
	イ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円
	ウ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円
	エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
	オ 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 48 条第 2 項(同法第	1 通につき 350 円

手数料

事項		金額
	117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	
	カ 上質紙を用いる婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明書の交付	1通につき 1,400円
	キ 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	書類1件につき 350円
9	臨時運行許可	
	ア 特殊自動車、普通自動車又は小型自動車(2輪の小型自動車を除く。)の臨時運行の許可	1両につき 750円
	イ 2輪の小型自動車の臨時運行の許可	1両につき 750円
10	土地に関する証明	1件につき 300円 (5筆までを1件とし、1筆を増すごとに40円を加算する。)
11	地形図の複写紙の交付	A3 1枚につき 200円
12	建物に関する証明	1件につき 300円 (3棟までを1件とし、1棟を増すごとに40円を加算する。)
13	住宅用家屋証明	1件につき 1,300円
14	固定資産に関する閲覧 ア 土地台帳の閲覧(1冊) イ 家屋台帳の閲覧(1冊) ウ 固定資産課税台帳の閲覧(1件) エ 地形図の閲覧(1枚)	1回につき 200円
15	その他固定資産に関する証明及び交付	1件につき 200円
16	諸税及び公課に関する証明	1件につき 300円

手数料

事項		金額
17	犬の登録等	
	ア 犬の登録(鑑札の交付を含む。)	1頭につき 3,000円
	イ 狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
	ウ 犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
	エ 狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
18	工場の設置又は変更の認可	
	ア 工場の設置で、作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき 8,700円
	イ 工場の設置で、作業場の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき 14,200円
	ウ 工場の設置で、作業場の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 20,200円
	エ 工場の変更の場合	1件につき 7,600円
19	屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の許可	
	ア 広告塔	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円
	イ 広告板	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円
	ウ はり紙及びはり札	50枚までごとにつき 2,250円
	エ 立看板	1枚につき 450円
	オ アドバルーン	1個につき 2,850円
	カ 広告幕	1張りにつき 990円
20	優良宅地造成認定	1件につき 86,000円
21	優良住宅新築認定	
	新築住宅の床面積の合計に応じ次に掲げる額	
	ア 100平方メートル以下のもの	1件につき 6,200円

手数料

事項		金額
	イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき 8,600円
	ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき 13,000円
	エ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき 35,000円
	オ 10,000平方メートルを超えるもの	1件につき 43,000円
22	公簿又は公文図書の閲覧	1回につき 300円
23	その他各種証明	1件につき 300円

その他各種証明

1	農地等証明	1件につき 300円
2	不在住証明	1件につき 300円
3	死亡証明	1件につき 300円
4	火葬許可書の写し	1件につき 300円
5	認可地縁団体印鑑登録証明	1件につき 300円
6	認可地縁団体告示事項証明	1件につき 300円
7	下水道事業受益者負担金納付証明	1件につき 300円
8	指定下水道工事店証の再発行	1件につき 300円
9	道路位置指定に伴う接続同意証明	1件につき 300円
10	公共用地に隣接する不動産に伴う境界線証明	1件につき 300円
11	公道幅員証明	1件につき 300円
12	国土調査地積図交付	1件につき 300円
13	都市計画証明	1件につき 300円

手数料

14	マンションの建替え等に関する証明(5種)	1件につき 300円
15	社会福祉法人理事者証明	1件につき 300円
16	社会福祉法人税額控除証明	1件につき 300円

○東村山市情報公開条例

24	情報公開		
	閲覧	1件名1回につき	100円
	視聴	1件名1回につき	100円
	写しの交付	1件名1回につき	100円

○東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

25	廃棄物処理			
	一般廃棄物処理手数料			
		廃棄物(可燃・不燃)	家庭系	90円
				180円
				360円
				720円
			事業系	2,100円
				4,200円
			家庭系	38円

手数料

				75 円
				150 円
		容器包装プラスチック		300 円
				880 円
			事業系	1,750 円
		し尿		2,700 円
			家庭系	550 円
			事業系	40 円
		浄化槽	家庭系	12 円
			事業系	40 円
		動物死体	収集	5,200 円
			持込	2,500 円
		持込	粗大ごみ	350 円
			可燃・不燃	350 円
26	一般廃棄物処理業許可申請等			
	許可申請手数料			
		一般廃棄物許可申請	申請手数料	10,000 円
			再交付	5,000 円
			変更手数料	10,000 円

手数料

			申請手数料	10,000 円
		浄化槽清掃許可申請	再交付	5,000 円
27	粗大ごみ処理			
	粗大ごみ処理手数料（収集）			
		照明器具	1 個	300 円
		掃除機	1 個	300 円
		ストーブ	1 個	300 円
		コタツ	1 式	500 円
		電子レンジ	1 台	900 円
		ミニコンボ	1 式	900 円
		ステレオ	1 式	1,400 円
		スピーカー	1 個	400 円
		卓上ミシン	1 台	300 円
		ミシン	1 台	700 円
		ソファ（1人掛け）	1 点	900 円
		ソファ（2人掛け以上）	1 点	1,300 円
		折畳ベッド	1 台	800 円
		シングルベッド	1 台	1,300 円
		ダブルベッド	1 台	2,400 円

手数料

		マットレス	1台	800円
		マットレス (スプリング入り)	1枚	1,200円
		カーペット・ジュエ タン (3畳未満)	1枚	500円
		カーペット・ジュエ タン (3畳以上)	1枚	800円
		机(片袖)	1脚	1,000円
		机(両袖)	1脚	1,300円
		椅子	1脚	600円
		自転車(20インチ 未満)	1台	300円
		自転車(21インチ 未満)	1台	700円
		幼児用玩具	1個	300円
		乳母車	1台	400円
		チャイルドシート	1台	500円
		ブランコ・スベリ台	1台	900円
		コンロ	1台	300円
		ガスレンジ	1台	800円
		物干し竿	3本まで	300円
		小物家電	1個	300円
		布団	1枚	300円

手数料

		タンス・棚類 1 棹（正面の高さ幅 合計 1 9 0 cm未満）	1 棹	300 円
		タンス・棚類 1 棹（正面の高さ幅 合計 1 9 0 cm以上 2 4 0 cm未満）	1 棹	700 円
		タンス・棚類 1 棹（正面の高さ幅 合計 2 4 0 cm以上 2 9 0 cm未満）	1 棹	900 円
		タンス・棚類 1 棹（正面の高さ幅 合計 2 9 0 cm以上 3 4 0 cm未満）	1 棹	1,400 円
		タンス・棚類 1 棹（正面の高さ幅 合計 3 4 0 cm以上）	1 棹	2,400 円
		テーブル・座卓・家 具調コタツ 1 台（縦横合計 2 0 0 cm未満）	1 台	500 円
		テーブル・座卓・家 具調コタツ 1 台（縦横合計 2 0 0 cm以上）	1 台	900 円

○東村山市自転車等の放置防止に関する条例

28	自転車等撤去	自転車 1 台 1,100 円
		原動機付自転車 1 台 2,200 円